

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>323点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>528点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、549点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>398点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあっては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(13) 配偶者間人工授精手技料 1回につき <u>1,100点</u></p> <p>(14)～(15) [略]</p> <p>(16) 緊急避妊薬投薬料</p> <p>1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に<u>71点</u>を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(17)～(32) [略]</p> <p>2～9 [略]</p>	<p>(利用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる利用料の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき<u>325点</u>（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>530点</u>（注射以外の方法による接種を行った場合にあっては、549点）、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあっては<u>400点</u>）を加えた点数（医療局長が別に定める場合にあっては、医療局長が別に定める点数）に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(9)～(12) [略]</p> <p>(13) 配偶者間人工授精手技料 1回につき <u>1,820点</u></p> <p>(14)～(15) [略]</p> <p>(16) 緊急避妊薬投薬料</p> <p>1回につき、使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に<u>77点</u>を加えた点数に100分の110を乗じて得た点数とする。</p> <p>(17)～(32) [略]</p> <p>2～9 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。